

日弁連・弁護士会による
リーガルサービスの実績

2003年3月現在
日本弁護士連合会

— 目 次 —

第1 公設事務所・法律相談センターの設置状況

1. 公設事務所の設立状況一覧
2. 弁護士0～1地裁支部数の変遷について
3. 弁護士0～1マップ(全国)
4. 弁護士0～1地裁支部における公設事務所・法律相談センターの設置(予定)状況
5. 法律相談センター等の設置推移
6. 全国における有料・無料法律相談件数の推移
7. 法律相談センターにおける事件受任件数の推移

第2 日弁連・弁護士会の弁護士過疎・偏在問題に対する支出状況

1. 日弁連特別会計(ひまわり基金)の年度別支出状況(内訳)
2. 日弁連一般会計における弁護士過疎・偏在対策費用(調査研究活動費等)の年度別支出状況
3. 弁護士会の運営する法律相談センターに対する当該弁護士会からの経費援助額の例(過去3年度分)
4. 公設事務所設置に対する今後の取りくみと試算

第3 法律相談センターの活動実態

1. 所在地別法律相談センターの典型モデル(例)
- 2-1. 弁護士過疎地域における法律相談事業の1例(鳥根県弁護士会石見法律相談センターの場合)
- 2-2. 石見法律相談センターにおける担当弁護士の延べ人数と派遣元(平成14年度)
- 2-3. 石見法律相談センターにおける相談件数と内訳(平成13年度)
- 2-4. 石見法律相談センターにおける法律相談以外の各種事業

第4 法律相談事業の外部との提携

1. 主要提携先(平成13年度)
2. 主要提携先別 無料法律相談件数(平成13年度全国実績)
3. 自治体における法律相談実施状況(都道府県・市区町村)
4. 地域特有の提携先(例)

第5 当番弁護士制度の運用状況

1. 勾留件数と当番弁護士受付件数の推移
2. 当番弁護士受任件数の推移
3. 被疑者弁護援助・少年保護事件付添扶助件数の推移

第6 当番弁護士制度等の運用における財政状況

1. 制度運営の財源
2. 初回接見・通訳費用の年度別支出状況
3. 被疑者援助・少年付添費用の年度別支出状況(財源別)
4. 当番弁護士等の活動総費用の年度別支出状況(財源別)

第1 公設事務所・法律相談センターの設置状況

1. 公設事務所の設立状況一覧

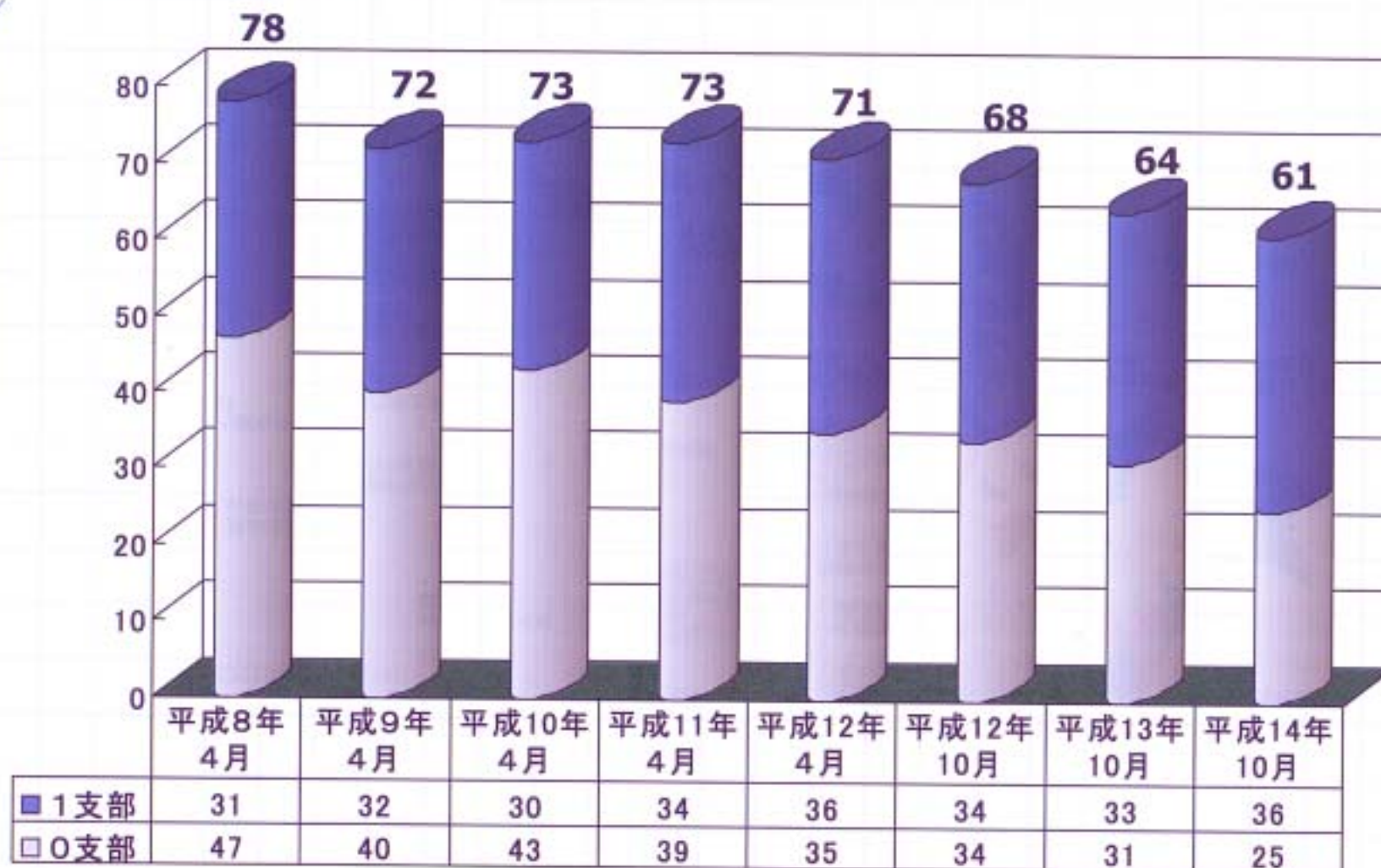
※本年5月までに全国17か所で公設事務所が開設される予定である。
この他12か所で開設のための検討が進んでいる。

	設置場所	設立年月日
1	島根県浜田市	2000年 6月12日
2	沖縄県石垣市	2001年 4月 1日
3	北海道紋別市	2001年 4月 9日
4	岩手県遠野市	2001年 8月29日
5	岩手県北上市	2001年 9月13日
6	北海道網走市	2002年 2月 1日
7	青森県五所川原市	2002年 2月12日
8	熊本県人吉市	2002年 4月 1日
9	三重県熊野市	2002年 6月 10日
10	宮崎県日南市	2002年 8月 1日

	設置場所	設立年月日
11	京都府宮津市	2002年10月 1日
12	青森県十和田市	2002年12月13日
13	長崎県島原市	2003年 2月 3日
14	北海道根室市	2003年 3月 7日
15	鳥取県倉吉市	2003年 3月20日 (予定)
16	長崎県平戸市	2003年 4月 1日 (予定)
17	沖縄県平良市	2003年 5月 6日 (予定)

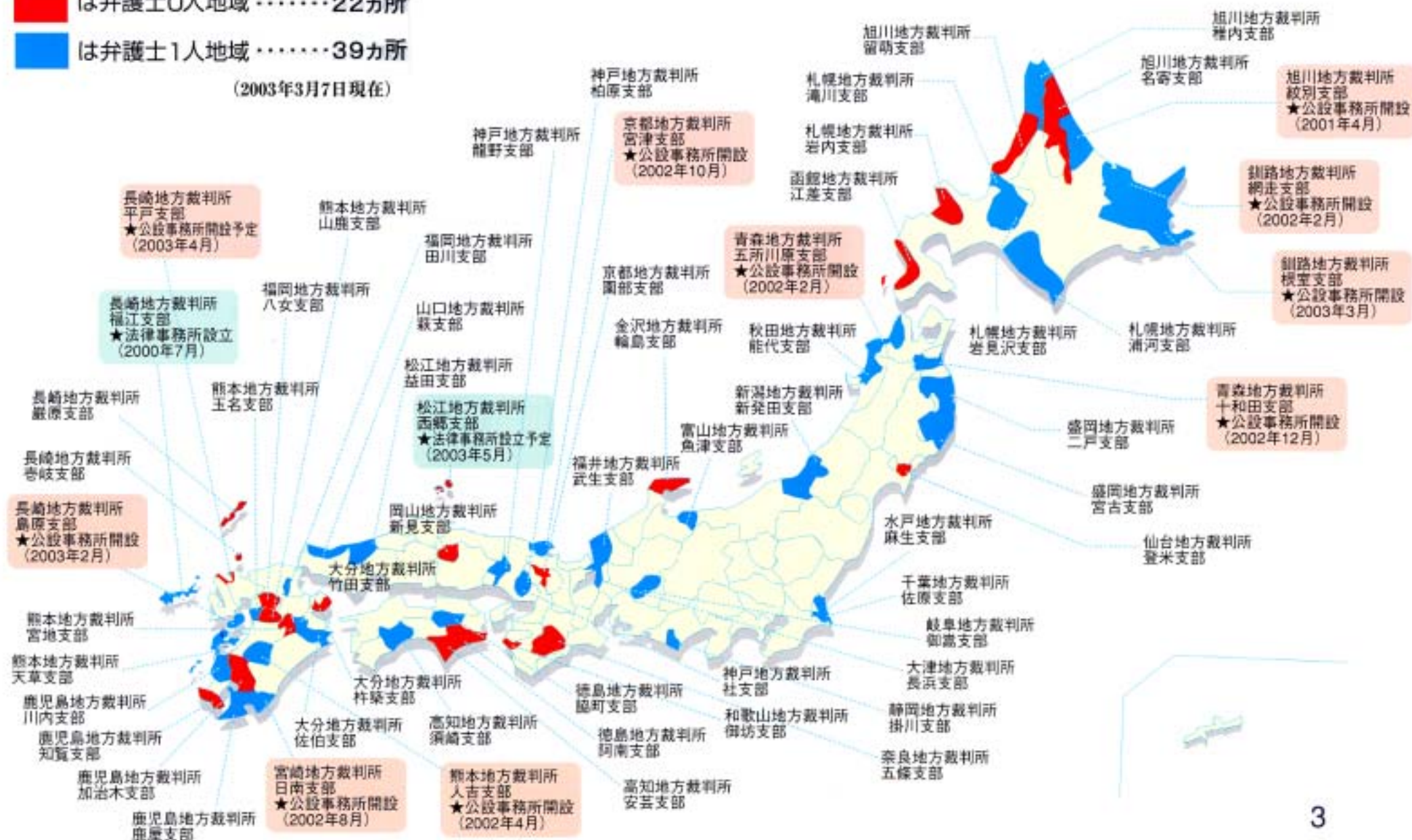
2. 弁護士0～1地裁支部数の変遷について

(※全地裁本庁・支部の数:253)



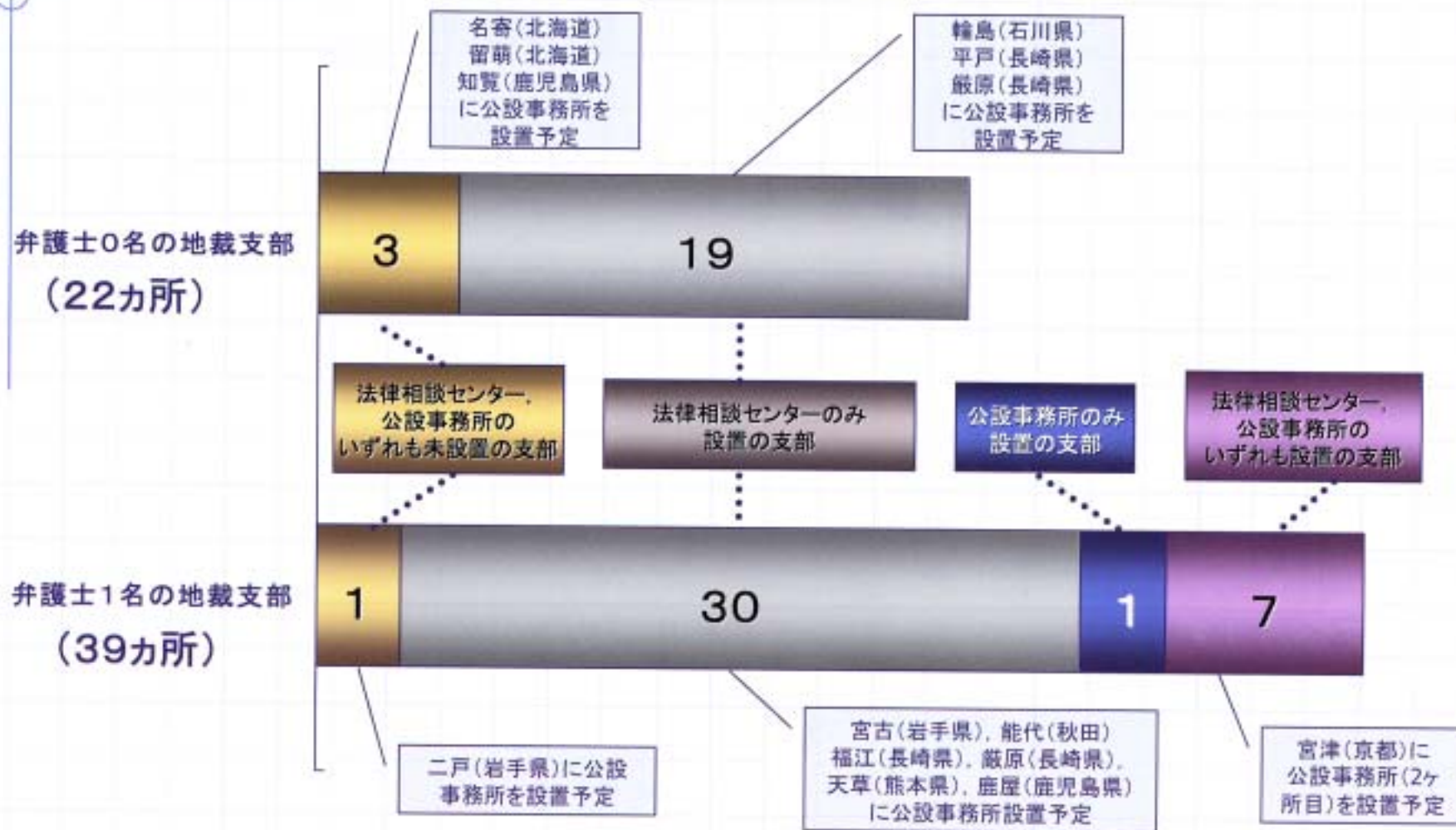
3. 弁護士0～1マップ(全国)

- は弁護士0人地域 ……22カ所
 - は弁護士1人地域 ……39カ所
- (2003年3月7日現在)



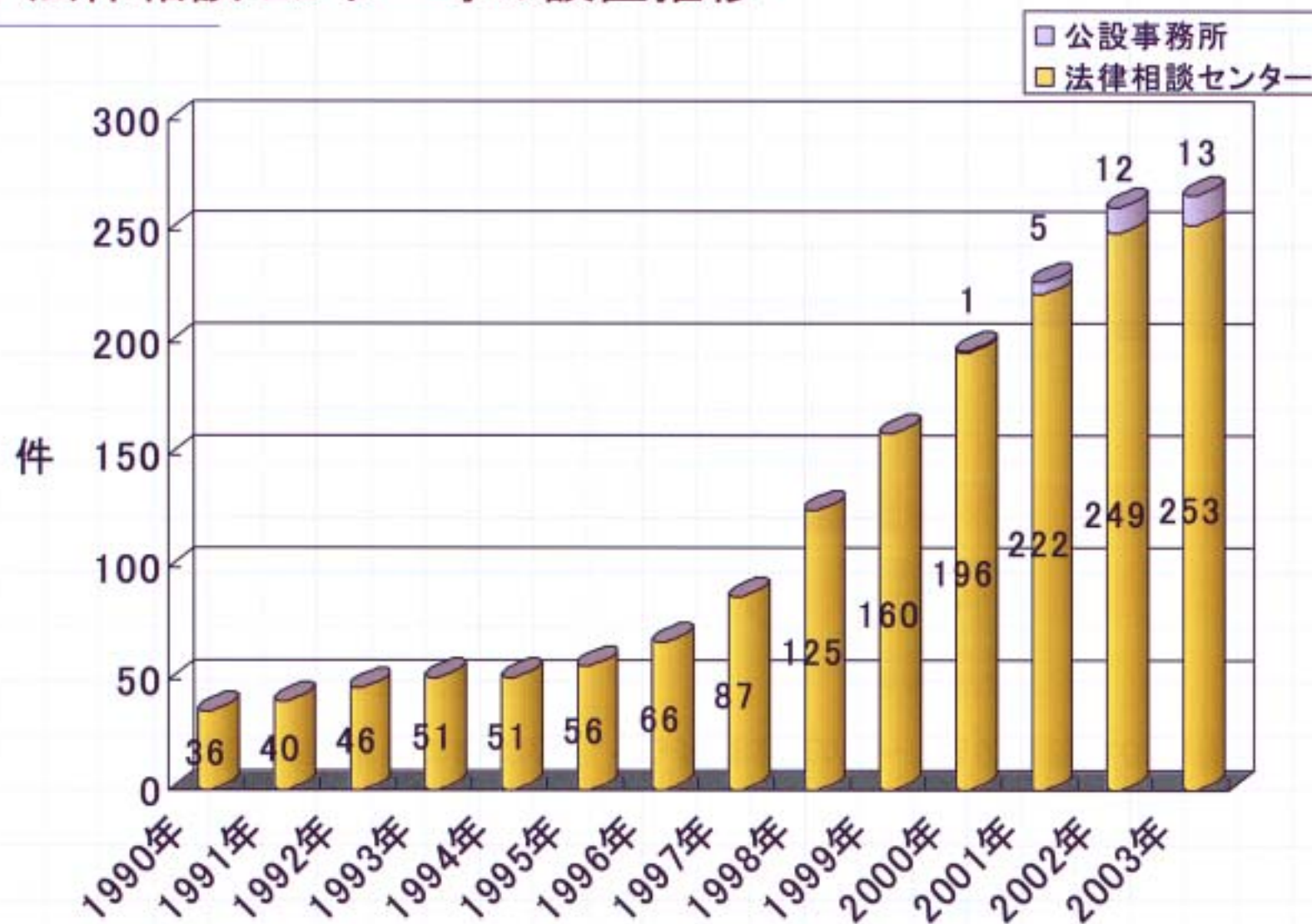
4. 弁護士0～1地裁支部(※)における公設事務所・法律相談センターの設置(予定)状況

(※)全国の地裁本庁・支部は253カ所。うち弁護士数が0～1名の支部は61カ所。



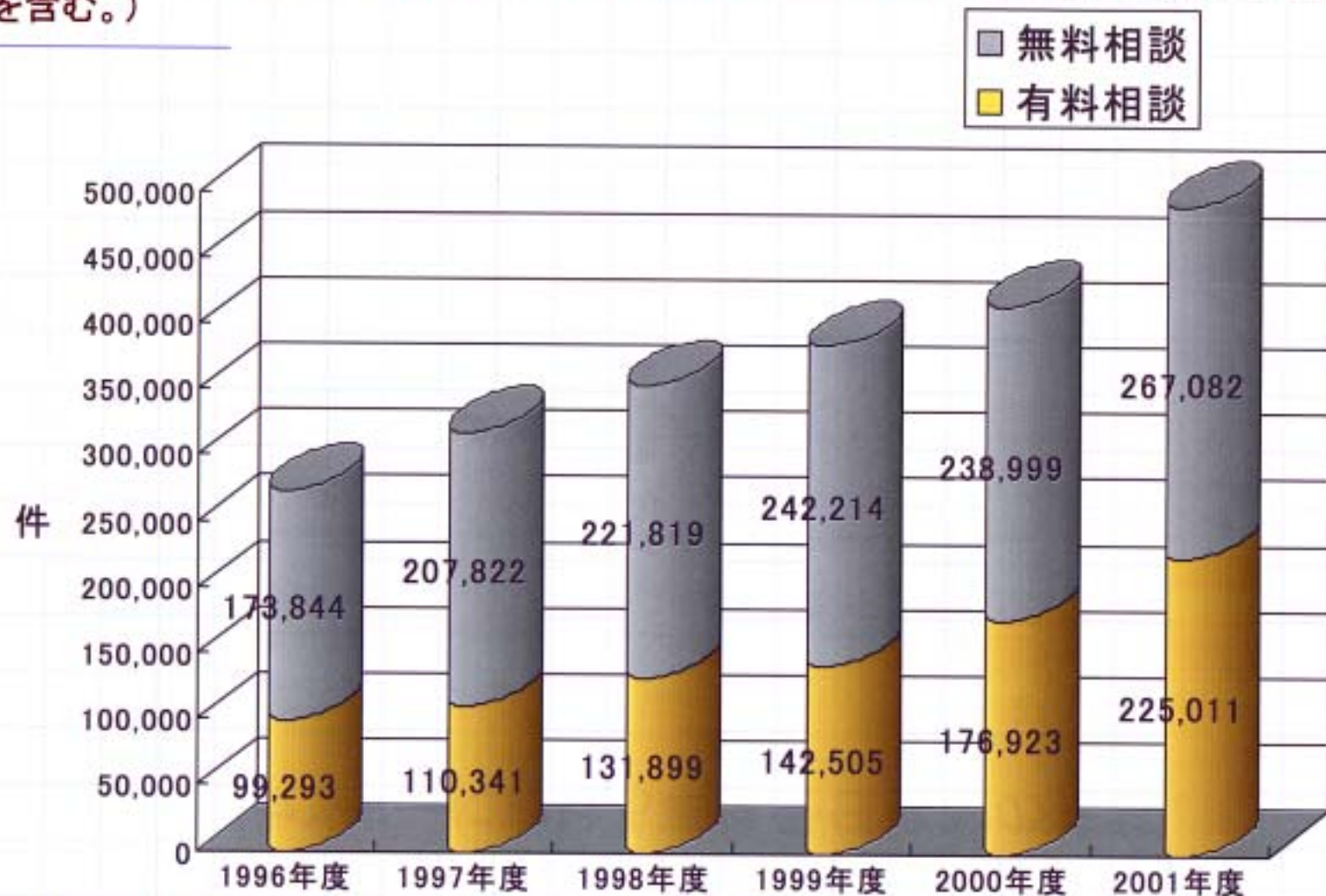
※ □ で示した公設事務所が設置されると、弁護士0支部は16カ所、弁護士1支部は37カ所となる。

5. 法律相談センター等の設置推移



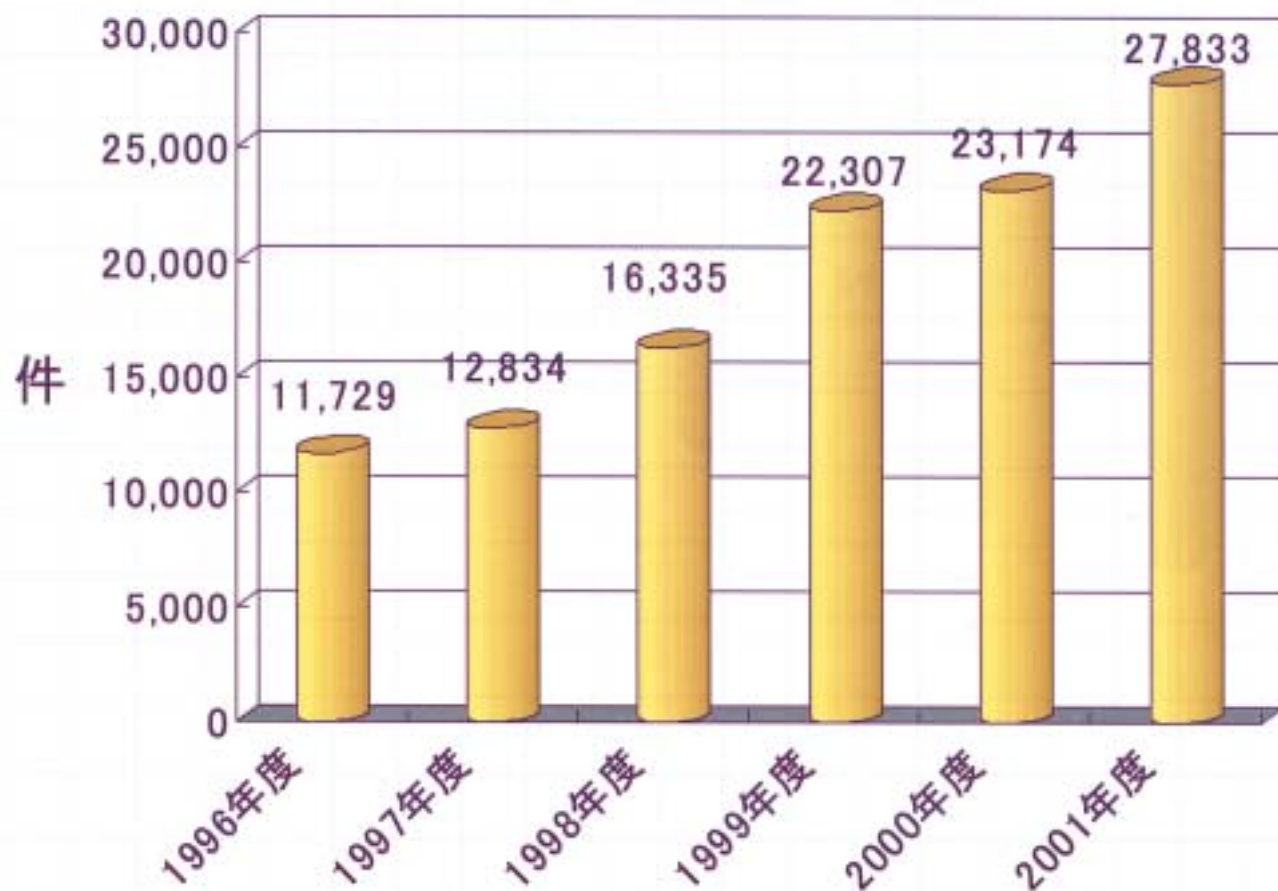
6. 全国における有料・無料法律相談件数の推移

(無料相談は、弁護士会が自治体等の諸団体に弁護士を派遣して実施する相談会の相談件数を含む。)



※無料相談では、弁護士派遣先団体から相談件数の報告を受けていないものがほとんどのため、上のグラフでは弁護士会で把握しているごく一部のデータのみを示している。

7. 法律相談センターにおける事件受任件数の推移



※法律相談センターによっては弁護士に受任報告義務を課さない場合が多数あり、また法律相談後しばらくしてから受任する等のイレギュラーなケースも多数ある。それらの件数については上のグラフに反映されていない。

第2 日弁連・弁護士会の弁護士過疎・偏在問題に 対する支出状況

1. 日弁連特別会計(ひまわり基金)の年度別支出状況(内訳)

◆ひまわり基金

弁護士過疎・偏在地域における公設事務所、法律相談センターの設置・維持、弁護士定着の推進、広報活動等に活用するための基金。平成12年1月より弁護士である会員より毎月1000円の特別会費を徴収している。



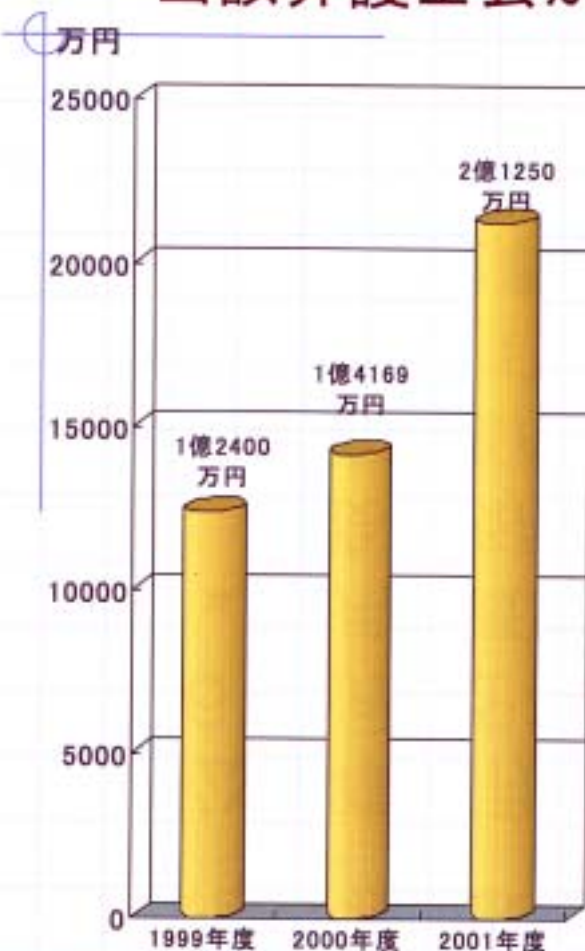
2. 日弁連一般会計における弁護士過疎・偏在対策費用 (調査研究活動費等)の年度別支出状況

※日弁連では弁護士過疎・偏在対策の担当委員会を設け、全国の弁護士会と協力して法律相談センターや公設事務所の設置に努力している。

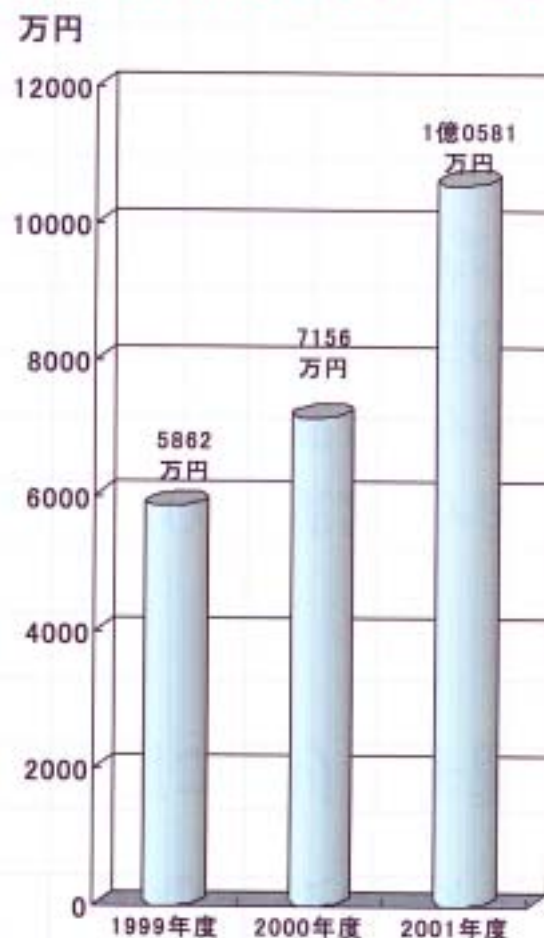


12年間の累計支出額: 2億1224万円

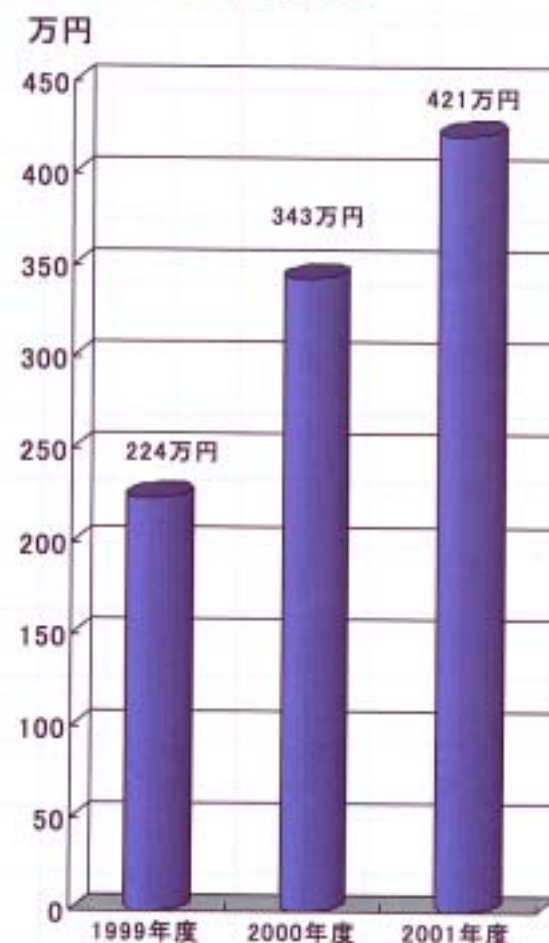
3. 弁護士会の運営する法律相談センターに対する 当該弁護士会からの経費援助額の例(過去3年度分)



■ A弁護士会(会員数1,000名以上)



□ B弁護士会(会員数300名以上)



■ C弁護士会(会員数50名以下)

4. 公設事務所設置に関する今後の取りくみと試算

◆ 公設事務所の設置により、弁護士0～1地域(全61ヶ所)をなくす。

- 費用の概算

公設事務所2ヶ所 × 0地域20ヶ所 = 40ヶ所,

公設事務所1ヶ所 × 1地域41ヶ所 = 41ヶ所

$(40 + 41) \times 500 \text{万円} = 4 \text{億} 500 \text{万円}$

※1公設事務所の設置に必要な平均的経費500万円

- 必要とされる弁護士数

上記より81名が必要となるが、これを大規模会から派遣してもらうことにする

◆ 独立簡裁所在地等への対策

- 地域司法計画に基づき、単位会と協力しながら法律事務所を設置していく

第3 法律相談センターの活動実態

1. 所在地別 法律相談センターの典型モデル(例)

	弁護士過疎地域 青森県弁護士会 十和田法律相談センター	中規模都市 兵庫県弁護士会 総合法律相談センター (神戸相談所)	大規模都市 東京三会法律相談センター (霞ヶ関)
相談場所	十和田市商工会館 (相談日のみ時間借り)	弁護士会館	弁護士会館
相談日 (時間)	毎週木曜 (13時30分～16時)	月～金曜日 (10時～16時30分)	月～土曜日 (9時30分～15時) ※土曜日は9時30分～11時
予約の要否	電話予約	電話予約	来館時に受付
事務職員	無し	専従職員	専従職員
1日あたりの相談員 (弁護士)数	1人	7人	最大36人
年間延べ相談員数	約50人	約1,700人	約9,000人
年間相談件数	約250件	約6,000件	約18,000件

2-1. 弁護士過疎地域における法律相談事業の1例

(島根県弁護士会石見法律相談センターの場合)

◆ 石見法律相談センター

※島根県弁護士会, 中国地方弁護士会連合会, 日弁連の共催による
法律相談センター

- 所在地
 - ◆ 島根県浜田市, 益田市, 大田市の3カ所
- 相談日(電話予約制)
 - ◆ 浜田会場: 毎週金曜日
 - ◆ 益田会場: 第3・4金曜日
 - ◆ 大田会場: 月1回
- 相談料
 - ◆ 原則として無料相談(全相談の98%が無料相談)